

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 16 日

(あて先) 姫路市長

提出者

住 所 姫路市飾磨区英賀春日町2-25

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

社会医療法人 松藤会 入江病院

理事長 入江隆三郎

電話番号

079-239-4914

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人 松藤会 入江病院
事業場の所在地	姫路市飾磨区英賀春日町2-25
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

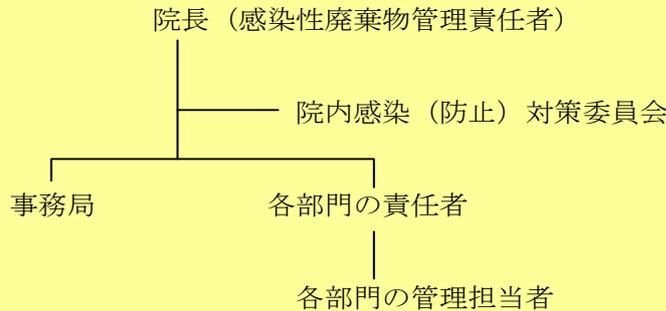
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	一般病棟(8311)
② 事業の規模	病床数 199床
③ 従業員数	450人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>廃棄物発生工程</p> <p>病院 病棟、外来、内視鏡、手術室、臨床検査科、透析室、薬剤科 等</p> <p>感染性廃棄物</p> <p>委託処理 焼却埋立</p>

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2024年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	154 t	t
	(これまで実施した取組) 昨年度目標に対して、1t増加しているが分別基準は実施できている。 今後も継続した分別の徹底を行い、排出量の減量を目指す。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	153 t	t
	(今後実施する予定の取組) 昨年度同様、分別の徹底と専用容器にしっかりと入れて排出する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利な物とその他の物(やわらかい物)で分けて排出している。 感染防止の観点から、感染の危険性がある分別は行っていない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 密に入れることで容量を減らすことや一般廃棄物や非感染性廃棄物との分別をしっかりと行うこと。 上記について職員へ周知指導を継続して行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(2024 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまで実施した取組) 感染防止の観点から、感染の危険性がある再利用は行っていない。		
②計画	【目 標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記同様、再生利用の予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(2024 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目 標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 上記同様、中間処理施設はなく、今後も予定がない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度(2024 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分を行う施設はなく、取り組みはしていない。		
②計画	【目 標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分を行う施設はなく、今後も予定がない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(2024 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	154 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	152 t	t
(これまでに実施した取組) 病院において医療行為により生じたすべての廃棄物は、病院が自らの責任において、廃棄物処理法に基づき、適切な業者に委託し、適正に処理している。			

②計画	【目 標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	153 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	152 t	t
(今後実施する予定の取組) 昨年度同様、分別の徹底と専用容器にしっかりと入れての排出。 職員への周知、指導。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(2024 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	154	t
	(今後実施する予定の取組等) ・JWNETへの加入済 ・電子マニフェスト対応処理業者との委託契約済		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者については、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。